



埼玉県報

第422号
令和5年(2023年)
6月16日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（大気環境課）

告示

- 県広報紙「彩の国だより（令和5年5月号から7月号まで）」の新聞折り込み及び配布業務に関する契約の相手方等の公示（広報課）
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 埼玉県議会議員一般選挙（南第20区 戸田市）における異議申出に対する決定（選挙管理委員会）

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十五号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項を削る。

附則第三項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「附則別表第一」を「附則別表」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項から第十三項までを削り、附則第十四項を附則第六項とし、附則第十五項及び第十六項を削り、附則に次の一項を加える。

（特定化学物質の取扱量の報告の期限に関する暫定措置）

7 令和五年度及び令和六年度においては、第五十七条中「六月三十日まで」とあるのは、「六月三十日まで（電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して報告をするときは、七月三十一日まで）」とする。

附則別表第一中「附則第三項関係」を「附則第二項関係」に改め、同表を附則別表とする。

附則別表第二から附則別表第五までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県広報紙「彩の国だより（令和5年5月号から7月号まで）」の新聞折り込み及び配布業務 約1,730千部×3回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年4月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4

5 契約金額

7.69円（8ページ税抜き1部当たりの単価）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第六百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人エクアドルの子どものための友人の会

二 代表者の氏名

杉田 優子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字中山四百九十三番地十

四 当該認定の有効期間

令和五年六月十六日から令和十年六月十五日まで

告 示

埼玉県告示第七百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス永田店

埼玉県秩父市永田町三千四百二十一番一 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年二月六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百七十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五〇・〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和五年六月五日

二 縦覧期間

令和五年六月十六日から令和五年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月十六日から令和五年十月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百一号

測量計画機関である東秩父村役場から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東秩父村役場

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東秩父村大字御堂地内

四 作業期間

令和五年四月二十日から令和五年七月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第七百二号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量標高データ（地図情報レベル千、一・0メートルメッシュ）

三 作業地域

埼玉県秩父県土整備事務所管内のうち、秩父市

四 作業期間

令和五年四月二十四日から令和五年九月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第七百三号

令和四年埼玉県告示第九百五十四号で公示した公共測量は、令和五年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第七百四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量・三級水準測量・定期縦断測量）

三 作業地域

埼玉県上里町北西部

四 作業期間

令和五年七月一日から令和五年十二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第七百五号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市大字高倉地内

四 作業期間

令和五年四月二十五日から令和五年八月十日まで

告 示

埼玉県告示第七百六号

令和四年埼玉県告示第千二百三十一号で公示した公共測量は、令和五年二月二十八日終了した旨測量計画機関である埼玉県熊谷県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百七号

令和四年埼玉県告示第千三百二十二号で公示した公共測量は、令和五年三月三十一日終了した旨測量計画機関である坂戸市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百八号

令和五年埼玉県告示第三百四十九号で公示した公共測量は、令和五年三月二十四日終了した旨測量計画機関であるデジタル庁から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百九号

令和五年埼玉県告示第三百三号で公示した公共測量は、令和五年四月二十四日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県選管告示第四十二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙（南第二十区 戸田市）に関し、同年四月十二日付けで埼玉県さいたま市南区別所六丁目八番一〇―一〇一号山口節生から提起のあった異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定した。

令和五年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

決 定 書

埼玉県さいたま市南区别所 6-8-10-101

異議申出人 山口 節生

上記異議申出人から令和5年4月12日付けで提起された令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙（南第20区 戸田市）における異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

異議申出の要旨

異議申出人（以下「申出人」という。）の申出の要旨は、不明確であるが、令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙（南第20区 戸田市）における票の数え直しを求めているものと解される。

決 定 の 理 由

本件異議申出は、申出人から令和5年4月12日付けで書面により当委員会に提起された。

当委員会において本件異議申出の適法性について審査したところ、異議の申出の趣旨及び理由が要領を得ず不明確であって、その要求するところが公職選挙法により争い得るものとして認められた事項であるか否か、すなわち、選挙の効力を争うものであるのか、当選の効力を争うものであるのか、あるいはその両方を争うものであるのかを判別できず、当該異議申出書の記載に不備が認められた。

このため、当委員会では、本件異議申出が公職選挙法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第19条第2項第4号に規定する異議申出の趣旨及び理由が明確に記載されていないことを理由に、申出人に対し、令和5年4月25日、公職選挙法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第23条の規定に基づき、上記不備につき令和5年5月8日までに補正すべきことを文書により命じた。その際、当委員会の事務局職員は、申出人に対し、当該補正命令の趣旨及び理由について、繰り返し電話で説明を行うとともに、令和5年5月8日までに補正がなされない場合には、公職選挙法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第2

4条第1項の規定に基づき、本件異議申出を却下することがある旨を伝達した。

申出人は、補正期限である令和5年5月8日に当委員会の事務局を訪れ、「補正書(票の数え直しの申出)」と題する書面を提出したが、同書面によってもなお本件異議申出の趣旨及び理由が不明瞭であり、当該異議申出書記載の不備が解消されなかった。

また、同日、申出人は、対応した当委員会の事務局職員に対し、これ以降の補正命令には応じない旨の意思を口頭で明確に示した。

以上のとおり、本件異議申出については、異議申出書の記載に不備があり、申出人は、当委員会の命じた期限までにその不備を補正しなかった。

よって、本件異議申出は不適法なものであることから、公職選挙法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第24条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年5月29日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 岡田昭文

委員 山下勝矢

委員 福永信之

委員 満木祐子